

2025年度 町田市立成瀬台中学校 学校いじめ防止基本方針

生徒が心から
安心・安全に生活するため

いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。（いじめられた生徒の立場に立つて行う）

2025年度 町田市立成瀬台中学校 学校いじめ防止基本方針

いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。（いじめられた生徒の立場に立つて行う）

I いじめ防止等における基本理念

本校の全ての生徒は、地域・社会の宝でありかけがえのない存在である。
いじめは生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。また、いじめを行った生徒にも、その成長に多大な影響を与えるものであると捉え、以下におけるいじめの防止に取り組む。

II 学校におけるいじめ防止等に関する取組

1 いじめを「防ぐ」（未然防止）

教職員が、いじめの定義について十分に理解したうえで、生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。

〈具体的な学校の取組〉

（１）「いじめに関する授業」の年間３回以上実施

生徒の道徳心、自分や他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度など、人間関係を構築する能力の素地を養うために、すべての学級で「いじめに関する授業」を年間３回以上実施する。

（２）心の教育の推進

全ての生徒が安心でき、自己肯定感や自己有用感を育み、学校生活において充実感のもてる学校づくり、授業を行う。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、生徒が自分の心と向き合い、ストレスに適切に対処できる力を育む。

① 道徳授業地区公開講座の充実(9月)

② ふれあい月間に教育相談（成中タイム）の取組を実施

③ スクールカウンセラー（２名）を活用した相談体制の強化

（３）家庭や地域と連携した未然防止の取組

いじめ問題に対しては、地域や保護者（家庭）、関係機関と一体となって取り組む。

① 保護者会等でいじめの指導や相談体制について、説明する。

② ファミリールール出前講演会 「インターネットマナー～人権感覚を磨こう～」の実施

2 いじめに「気付く」（早期発見）

いじめの早期発見・早期対応のために、日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気づきにくい場面で発生し、潜在化しやすいことを認識し、いじめを見逃さずに、組織的に解決する。

〈具体的な学校の取組〉

（１）身近にいる大人や相談機関に相談できる体制づくり

生徒が、不安や悩み等について、身近にいる大人や相談機関等に伝えたり相談したりできる環境づくりを行う。

- ① 相談体制の充実・気軽に相談できる雰囲気づくり
- ② 相談窓口の紹介
- ③ 三者面談、二者面談の充実
- ④ スクールサインとその利用方法の周知・徹底

（２）いじめの兆候を見逃さない体制づくり

生徒の些細な変化や兆候であっても、いじめではないかという疑いをもって、的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

- ① 生徒の普段の様子からの人間関係の把握
- ② 「心のアンケート」の毎月実施と実施後の教員間、家庭との情報共有
- ③ 「スクールサイン」の投稿への早期対応

（３）「学校いじめ対応チーム」の組織的な対応

- ① 年３回の校内研修（４月、７月、２月）の実施
- ② 「学校いじめ対応チーム」の月一回の実施

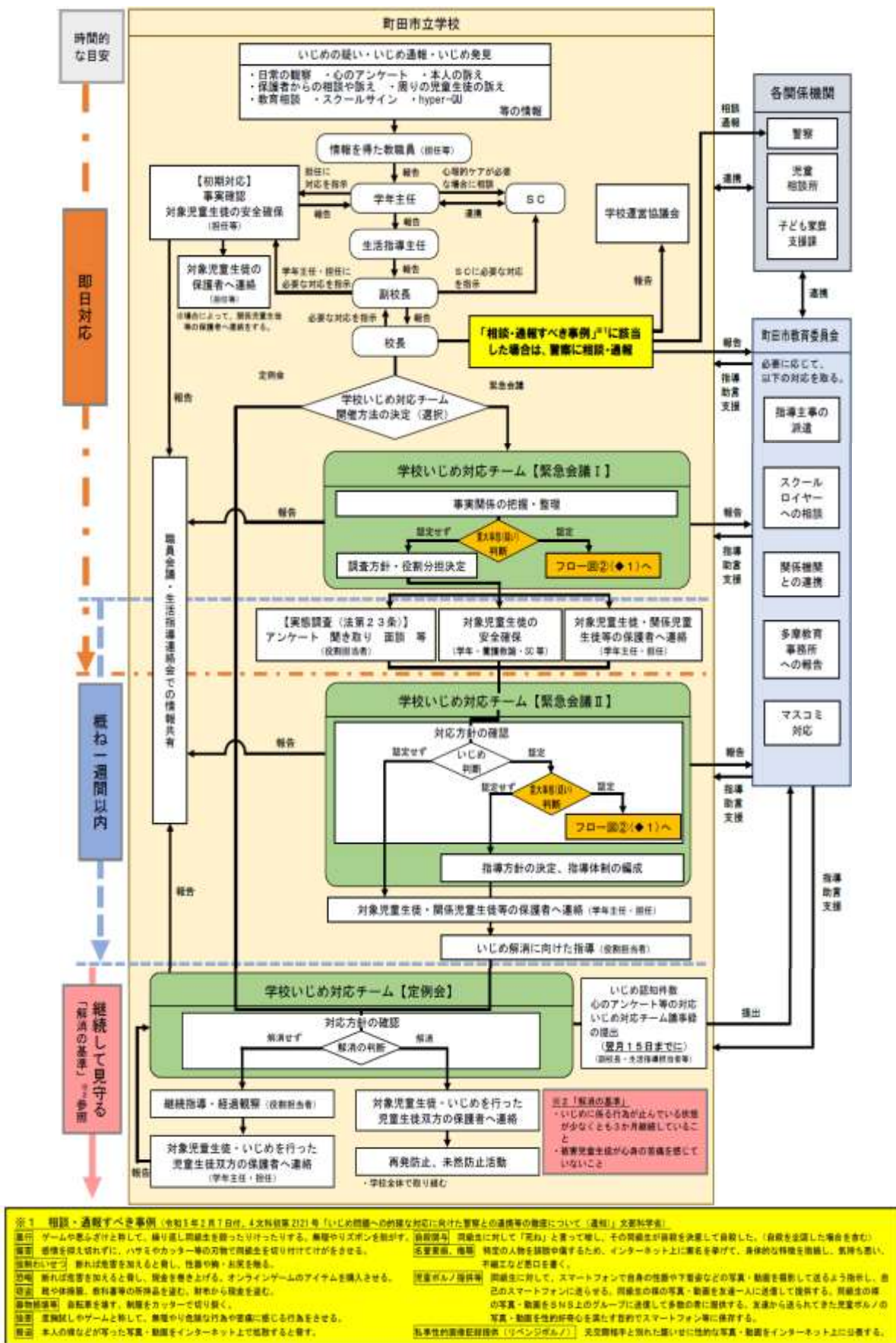
3 いじめから「守る」（早期対応）

「いじめはどの学校でもどの生徒にも起こり得る」との認識のもと、学校いじめ対応チームを中心として組織的に対応する。教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て学校いじめ対応チームに報告・相談し、学校の組織的な対応につなげる。

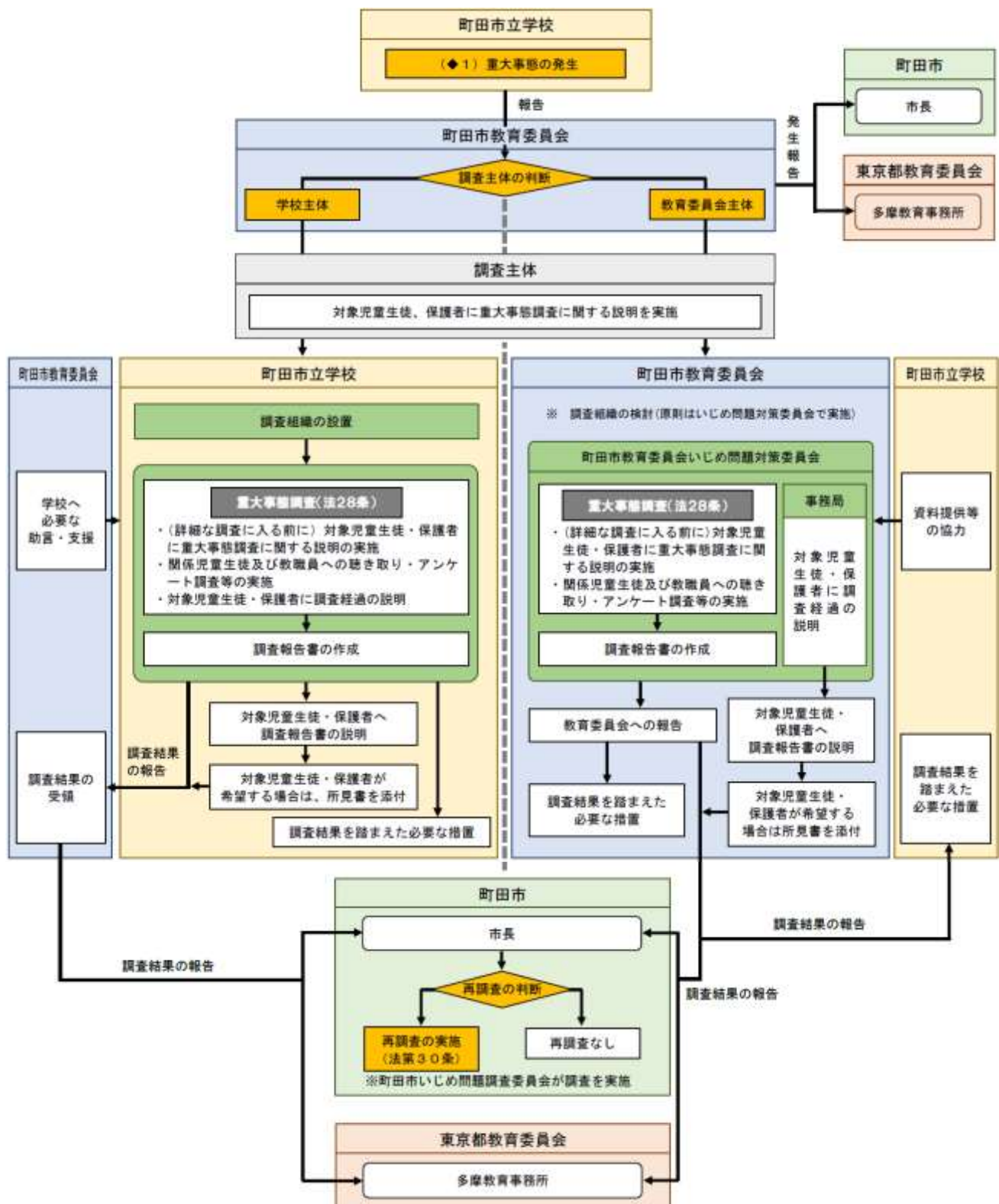
〈具体的な学校の取組〉

- ① 学校いじめ対応チームの臨時招集と方針の決定
- ② いじめを受けた生徒を徹底して守り通すことが必要であり、合わせて、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状態に合わせた継続的なケア
- ③ いじめを行った生徒の指導

Ⅲ いじめ事案発生時の組織的な対応の流れ



「いじめ重大事態発生時の対応の流れ」



IV いじめが発見されたときの対応の流れ

初期対応の流れ	取 組
1 いじめの発見・認知 2 報告（5W1Hを正確に） 「誰が」「いつ」「どこで」 「誰と」「何をした」 「どのように」	○学級担任、教職員による観察 ○生徒・保護者の訴え ○「心のアンケート」 ○教育相談 ○外部からの情報 ○発見者及び認知者は、直ちに生活指導主任、該当学年主任、校長・副校長に報告
3 事実確認と情報整理及び関係保護者への連絡・説明 ※ 訴えには、 「あなたを全力で守る」 「お子さんを全力あげて守る」と伝える。	○いじめの態様の把握・教育委員会へ第一報 ○当該の生徒、関係者からの聞き取り □話しやすい人や場所等の配慮 □複数の教職員で聞き取り □情報提供者の秘密を守る ○関係保護者へ連絡・説明（家庭訪問が原則）
4 情報共有と共通理解及び校内体制の編成	○会議等で情報共有 （指導・援助方針の共通理解、役割分担） ○スクールカウンセラーや教育委員会、スクールソーシャルワーカー等との連携
5 生徒への指導及び保護者との連携	○被害者（いじめられた生徒）へ 徹底して味方になる。表面だけで判断せず支援を継続する。 ○加害者（いじめた生徒）へ いじめの背景を理解し、行為について毅然と指導する。 ○観衆・傍観者（周りの生徒）へ 学級・学年等全体の問題として、教師が生徒とともに真剣に取り組む姿勢を示す。
6 関係諸機関との連携及び継続観察・状況確認	○教育委員会へ経過を報告するとともに、関係諸機関との連携を図る。 ○被害者等への心のケアを優先し、関係の生徒等について、継続観察及び状況確認を行う。 ○必要に応じて、保護者会の開催など、当該学級の保護者等への説明方法を検討する。 ○事実・対応経過の記録、情報等を整理する。

V 成瀬台中学校「いじめ対応チーム」の構成と役割

本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。「いじめ対応チーム」は月1回の定例会を開催し、いじめの未然防止、早期対応の取組を確認するとともに、必要に応じて臨時会を設定し、いじめの対応を行う。

【構成】（2025年度現在）

校長	（ 福田 秀樹 ）	副校長	（ 稲葉 高広 ）
生活指導主任	（ 岡部 修毅 ）	生活指導担当	（ 当該学年 ）
1年学年主任	（ 高谷 由実 ）	2年学年主任	（ 榎本 貴子 ）
3年学年主任	（ 山崎 正剛 ）		
養護教諭	（ 新保 敦子 ）	特別支援 コーディネーター	（ 佐野 公晃 ）
スクールカウンセラー	（ 川崎 直子 ） （ 若林 玉枝 ）	不登校巡回指導 教員	（ 佐藤 菜穂 ）

【役割】

- ・いじめ対応チーム定例会の開催、緊急会の開催
- ・いじめの防止等に係る学校の年間活動計画（校内研修、いじめに関する授業、スクールカウンセラーによる面接、保護者会での説明、生徒の主体的な活動への支援など、それぞれの実施計画）の作成
- ・心のアンケートの実施後の情報共有、確認
- ・個々のいじめやいじめの疑いの事案について、現状と対応の進捗状況を確認するとともに、今後の対応策を決定する。
- ・生徒の様子で気になることがあったとき、生徒間でトラブルが発生した時など、教員から報告を受けるとともに、教職員間で情報を共有する。
- ・教員から、生徒の様子で気になることが報告された場合は、事実確認の方法を決定する。
- ・事実確認の結果について報告を受け、当該の事案が、いじめであるか、いじめの疑いの状況であるか等について判断する。
- ・いじめ等について、実態に基づき、早期解決に向けた対応方針を協議する。
- ・生徒に対して中心となって対応を行う学級担任等に、適切に助言をしたり相談依頼したりする。
- ・全てのいじめの事例について、共通の様式等で記録を残し、他の教職員が確認できる方法により保管する。（生活指導部→O2 校内外指導→O3 生徒情報→2023年度 生徒指導まとめ）★詳細まで確実に記録に残すこと

Ⅵ いじめ防止のための教員の研修計画

全ての教職員が、「いじめ」をはじめとしたいじめ防止対策推進法の趣旨や、「学校いじめ防止基本方針」の内容等を十分に理解し、職員の対応力や校内の組織力の向上を図るために、以下の通り、教員の研修を行う。

実施月	内容
4月	「学校いじめ防止基本方針」「いじめ重大事態と発生時の対応」についての共通理解と生徒情報についての共通理解。
7月	hyper-QU実施に伴い、いじめ防止・早期発見・早期対応等の活用方法についての研修。
2月	「心のアンケート」実施に伴うまとめ、いじめ案件での対応と共通理解。

Ⅶ いじめに関する授業計画

いじめ問題の未然防止、早期解決につなげるために、生徒に対して以下の計画でいじめに関する授業を年3回必ず実施する。

学年	実施月	教科	内容・単元名など
1年	4月	道徳	おはよう【B-7】
	6月	道徳	「いじり」？ 「いじめ」？【B-9】
	11月	道徳	いのちを考える【D-19】
2年	4月	道徳	まるごと好きです【B-9】
	6月	道徳	わたしのせいじゃない【B-11】
	9月	道徳	謝る気持ちはあるのに【B-6】
3年	4月	道徳	僕は友達を裏切ったのか【B-8】
	6月	道徳	あなたは顔で差別をしますか【B-9】
	10月	道徳	外国人からみた日本人【C-17】